

第7期中間決算公告

平成19年12月26日

東京都港区赤坂一丁目6番16号
株式会社東京スター銀行
代表執行役頭取 タッド・バッジ

中間貸借対照表

(平成19年9月30日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	72,823	預金	1,507,421
コールローン	66,847	外国為替	6
買入金銭債権	45,464	社債	55,500
商品有価証券	1	その他負債	39,088
金銭の信託	3,600	賞与引当金	1,012
有価証券	308,525	役員賞与引当金	745
貸出金	1,191,064	役員退職慰労引当金	25
外国為替	312	支払承諾	1,987
その他資産	19,021	負債の部合計	1,605,785
有形固定資産	6,119	(純資産の部)	
無形固定資産	3,860	資本金	21,000
繰延税金資産	14,385	資本剰余金	19,000
支払承諾見返	1,987	資本準備金	19,000
貸倒引当金	△16,415	利益剰余金	76,216
		利益準備金	2,000
		その他利益剰余金	74,216
		繰越利益剰余金	74,216
		株主資本合計	116,216
		その他有価証券評価差額金	△2,832
		繰延ヘッジ損益	△1,571
		評価・換算差額等合計	△4,403
		純資産の部合計	111,813
資産の部合計	1,717,599	負債及び純資産の部合計	1,717,599

中間損益計算書

(平成19年4月1日から平成19年9月30日)

(単位：百万円)

科目	金額
経常収益	41,996
資金運用収益	27,251
(うち貸出金利息)	(21,559)
(うち有価証券利息配当金)	(4,007)
役員取引等収益	7,446
その他業務収益	1,274
その他経常収益	6,023
経常費用	28,359
資金調達費用	5,528
(うち預金利息)	(5,056)
役員取引等費用	5,518
その他業務費用	1,197
営業経費	15,734
その他経常費用	379
経常利益	13,637
特別利益	18,816
特別損失	3,018
税引前中間純利益	29,435
法人税、住民税及び事業税	12,663
法人税等調整額	△532
中間純利益	17,304

財務諸表注記

(貸借対照表注記事項)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 従来、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、資産の自己査定基準に基づき、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しておりました。しかし、最近年度において、直接減額した以降に担保不動産の売却などによって相当額の回収を実現した事例が多く生じていることなどを勘案し、当中間会計期間から、債権の回収が実質的に終了し、取立不能の額が確定するまで、直接減額を行わない方法に変更いたしました。これにより、従来の方法に比べ、中間貸借対照表においては、貸出金と貸倒引当金がそれぞれ3,412百万円増加しております。また、中間損益計算書においては、経常利益が3,279百万円増加し、特別利益が3,279百万円減少し、税引前中間純利益への影響はありません。
3. 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
4. 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法(定額法)により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
5. 金銭の信託において信託財産を構成している信託財産の評価は、当行が当該信託財産を保有する場合と同じ方法により行っております。
6. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
7. 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物：8年～50年
動産：2年～20年
8. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
9. 外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
10. 他の金融機関より取得した貸出金に係る会計処理については、証書貸付及び割引手形等は、取得価額で中間貸借対照表に計上し、取得価額と債権金額の差額である取得差額は、実質的な回収期間にわたり債権金額に比例して償却しております。当座貸越及び手形貸付等は債権金額で計上し、取得差額については負債に計上し、総額で実質的な回収期間にわたり定額償却しております。なお、破綻懸念先債権及び実質破綻・破綻先債権については取得価額で計上し、取得差額の償却を実施しておりません。
11. 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。
また、破綻懸念先債権及び下記22.の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率等で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
また、当中間期の貸倒引当金繰入額は、償却原価法の適用により毎期収益に計上される取得差額に含まれていた信用リスク相当額として、中間損益計算書上、対応する収益勘定と直接相殺して表示しております。
前事業年度末まで、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しておりましたが、当中間期より、担保及び保証からの回収が実質的に終了するまで、直接減額を行わない方法に変更しております。なお、前事業年度末において直接減額した債権のうち、当中間期末において債権額から直接減額した金額は10,310百万円であります。
12. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
13. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
14. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末における要支給見込額を計上しております。

(追加情報)

役員退職慰労金は、前中間期は支出時の費用として処理しておりましたが、前事業年度の下期において、要支給見込額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。なお、当該変更に伴う影響額は、営業経費が49百万円増加し、経常利益及び税引前中間純利益が49百万円それぞれ減少しております。

15. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
16. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。
17. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。
18. 関係会社の株式総額 4,993百万円
19. 有形固定資産の減価償却累計額 3,116百万円
20. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,720百万円、延滞債権額は17,284百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
21. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,077百万円であります。
 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
22. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は10,996百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
23. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は32,078百万円であります。
 なお、上記20. から23. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
24. 前事業年度末まで、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しております。前事業年度末において直接減額した債権のうち、当中間期末において債権額から直接減額している金額は、破綻先債権額2,271百万円、延滞債権額8,028百万円であります。
25. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の中間期末残高の総額は、64百万円であります。
 また、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、1,809百万円であります。
26. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、744百万円であります。
27. 担保に供している資産は次のとおりであります。
 担保に供している資産
 有価証券 24,061百万円
 担保資産に対応する債務
 預金 276百万円
 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券等35,834百万円を差し入れております。
 また、その他資産のうち保証金は2,508百万円であります。
28. 社債には、劣後特約付社債15,500百万円が含まれております。
29. 1株当たりの純資産額 159,733円28銭
30. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。
 その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	226	338	112
債券	167,039	166,388	△650
国債	151,205	150,704	△501
地方債	607	603	△4
社債	15,225	15,080	△144
その他	86,593	82,356	△4,236
合計	253,858	249,083	△4,775

なお、上記の評価差額から繰延税金資産 1,943 百万円を差し引いた額 △2,832 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

31. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	4,993
子会社・子法人等株式	4,993
その他有価証券	54,448
非上場株式	512
社債 (事業債)	53,262
その他の証券	674

32. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	中間会計期間の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	3,600	△10

33. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、133,242 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消可能なもの) が 82,001 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結される子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に (半年毎に) 予め定めている行内 (社内) 手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

34. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	5,162 百万円
貸出金償却	3,251
有価証券評価差額金	1,943
繰延ヘッジ損失	1,077
未払事業税	964
有価証券評価損	821
賞与引当金	411
その他	753
繰延税金資産小計	14,385
繰延税金資産合計	14,385
繰延税金負債	
繰延税金負債合計	—
繰延税金資産の純額	14,385 百万円

35. 当行は、平成 14 年 3 月期から同 16 年 3 月期までの法人所得税 (法人税、住民税及び事業税) について東京国税局の調査を受け、かかる調査に基づき、主に営業譲受に係る買取債権の債権金額と実際の取得価額との差額の償却から生じる利益の認識額及び認識の時期の相違 (東京国税局は、税務上利益認識すべき額が異なるか、又はより早期に認識すべきであったとする。) から更正処分を受け、平成 17 年 6 月 29 日に同通知書を受領しました。その処分内容は、3 期分を合計して 8,801 百万円の追徴課税、および 1,685 百万円の上乗税および延滞税の支払いを求めるものとなっております。

当行は、更なる加算税および延滞税の負担を避けるべく、今回処分を受けた追徴課税、加算税および延滞税の全額の納付を済ませておりますが、当行としては、当該償却利益の取扱いが、会計および税務上適切なものであったと考え、平成 17 年 8 月 26 日に国税不服審判所に対する審査請求を行っていました。本審査請求に対し、平成 19 年 7 月 10 日に、同審判所より棄却裁決を受領しましたが、当行としては、本裁決は法的根拠を欠く不当なものと考えており、裁決の内容につき外部専門家を含めて十分な検討を行った上で、法的手続その他今後の措置について検討しております。

36. 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間期から改正会計基準及び実務指針を適用しております。
37. 平成19年12月21日付で、ジャパン・バンキング・インベストメント・パートナーズ・エルピー、トウキョウ・キャピタル・マネジメント・パートナーズ・エルピー、ケイマン・ストラテジック・パートナーズ・エルピー及びジャパン・ブルー・スカイ・キャピタル・パートナーズ・エルピー(以下総称して「公開買付予定者」という。)が発表した「株式会社東京スター銀行株券等に対する公開買付けに向けた公開買付契約締結及び銀行主要株主認可申請に関するお知らせ」により、公開買付予定者が、当行の筆頭株主であるエルエスエフ・ティーエス・ホールディングス・エス・シー・エイ及び第二位の株主であるエルエスエフ・トウキョウ・スター・ホールディングス・エス・シー・エイとの間で公開買付契約を締結したことが公表されました。公開買付予定者による公開買付けに対し、当行は、今後、公開買付予定者から提供される情報を誠実に検討してまいります。
38. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率 10.38%(国内基準)

(損益計算書注記事項)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり中間純利益金額 24,721円 29銭
3. 「その他業務収益」には、金融派生商品収益815百万円及び貸出債権売却益452百万円を含んでおります。
4. 「その他経常収益」には、貸出債権売却益3,111百万円及び買取債権回収益1,884百万円を含んでおります。
5. 「その他業務費用」には、貸出債権売却損778百万円及び外国為替売買損361百万円を含んでおります。
6. 「その他経常費用」には、貸出金償却2百万円を含んでおります。
7. 「特別利益」は、貸倒引当金戻入益401百万円、償却債権取立益191百万円及び固定資産処分益18,224百万円であります。
8. 「特別損失」には、有価証券評価損2,017百万円及び固定資産処分損999百万円を含んでおります。

中間連結貸借対照表

(平成19年9月30日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	72,998	預金	1,503,330
コールローン	66,847	外国為替	6
買入金銭債権	45,464	社債	55,500
商品有価証券	1	その他負債	39,570
金銭の信託	3,600	賞与引当金	1,020
有価証券	303,600	役員賞与引当金	745
貸出金	1,199,038	役員退職慰労引当金	25
外国為替	312	利息返還損失引当金	16
その他資産	19,621	支払承諾	1,773
有形固定資産	6,186	負債の部合計	1,601,988
無形固定資産	4,231	(純資産の部)	
繰延税金資産	16,051	資本金	21,000
支払承諾見返	1,773	資本剰余金	19,000
貸倒引当金	△24,197	利益剰余金	77,946
		株主資本合計	117,946
		その他有価証券評価差額金	△2,832
		繰延ヘッジ損益	△1,571
		評価・換算差額等合計	△4,403
		純資産の部合計	113,543
資産の部合計	1,715,531	負債及び純資産の部合計	1,715,531

中間連結損益計算書

自 平成19年4月 1日
至 平成19年9月30日

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	42,420
資金運用収益	27,607
(うち貸出金利息)	(21,913)
(うち有価証券利息配当金)	(4,007)
役務取引等収益	7,512
その他業務収益	1,276
その他経常収益	6,023
経 常 費 用	28,652
資金調達費用	5,527
(うち預金利息)	(5,054)
役務取引等費用	2,516
その他業務費用	1,218
営業経費	16,084
その他経常費用	3,306
経 常 利 益	13,767
特 別 利 益	18,844
特 別 損 失	3,020
税金等調整前中間純利益	29,590
法人税、住民税及び事業税	13,205
法人税等調整額	△1,014
中 間 純 利 益	17,400

連結財務諸表注記

(中間連結財務諸表の作成方針)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 2社

会社名

株式会社TSBキャピタル

TSB債権管理回収株式会社

(2) 非連結の子会社及び子法人等

該当事項はありません。

2 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 2社

4 のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っており、金額的に重要性がない場合は、発生時の損益としております。

(中間連結財務諸表における重要な会計方針の変更)

従来、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、資産の自己査定基準に基づき、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込み額として債権額から直接減額しておりました。しかし、最近年度において、直接減額した以降に担保不動産の売却などによって相当額の回収を実現した事例が多く生じていることなどを勘案し、当中間連結会計期間から、債権の回収が実質的に終了し、取立不能の額が確定するまで、直接減額を行わない方法に変更いたしました。これにより、従来の方法に比べ、中間連結貸借対照表においては、貸出金と貸倒引当金がそれぞれ6,098百万円増加しております。また、中間連結損益計算書においては、経常利益が3,799百万円増加し、特別利益が3,799百万円減少し、税金等調整前中間純利益への影響はありません。

(連結貸借対照表注記事項)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
3. 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. 金銭の信託において信託財産を構成している信託財産の評価は、当行が当該信託財産を保有する場合と同じ方法により行っております。
5. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
6. 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物： 8年～50年
動産： 2年～20年
連結される子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。
7. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結される子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
8. 外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
9. 他の金融機関より取得した貸出金に係る会計処理については、証書貸付及び割引手形等は、取得価額で中間連結貸借対照表に計上し、取得価額と債権金額の差額である取得差額は、実質的な回収期間にわたり債権金額に比例して償却しております。当座貸越及び手形貸付等は債権金額で計上し、取得差額については負債に計上し、総額で実質的な回収期間にわたり定額償却しております。なお、破綻懸念先債権及び実質破綻・破綻先債権については取得価額で計上し、取得差額の償却を実施していません。
10. 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

また、破綻懸念先債権及び下記21.の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率等で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

また、当中間連結会計年度の貸倒引当金繰入額は、償却原価法の適用により毎期収益に計上される取得差額に含まれていた信用リスク相当額として、中間連結損益計算書上、対応する収益勘定と直接相殺して表示しております。

前連結会計年度末まで、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額していましたが、当中間連結会計期間より、担保及び保証からの回収が実質的に終了するまで、直接減額を行わない方法に変更しております。なお、前連結会計年度末において直接減額した債権のうち、当中間会計期間末において債権額から直接減額した金額は13,102百万円であります。

連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

11. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
12. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
13. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末における要支給見込額を計上しております。

(追加情報)

役員退職慰労金は、前中間連結会計期間は支出時の費用として処理していたが、前連結会計年度の下期において、要支給見込額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。なお、当該変更に伴う影響額は、営業経費が49百万円増加し、経常利益及び税金等調整前中間純利益が49百万円それぞれ減少しております。

14. 利息返還損失引当金は、連結される子会社が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を勘案し、返還見込額を合理的に見積もり計上しております。

(追加情報)

子会社における利息返還損失は、前中間連結会計期間は支出時の費用として処理していたが、前連結会計年度の下期において、返還見込額を利息返還損失引当金として計上する方法に変更しております。なお、当該変更に伴う税金等調整前中間純利益への影響額は軽微であります。

15. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
16. 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。
17. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。
18. 有形固定資産の減価償却累計額 4,001百万円
19. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,271百万円、延滞債権額は20,324百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

従来、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、資産の自己査定基準に基づき、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込み額として債権額から直接減額していましたが、当中間連結会計期間より、債権の回収が実質的に終了し、取立不能の額が確定するまで、直接減額を行わない方法に変更いたしました。これにより、従来の方法に比べ、破綻先債権が2,583百万円、延滞債権が3,515百万円増加しております。

20. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,077百万円であります。
 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
21. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は10,996百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
22. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は35,669百万円であります。
 なお、上記19. から22. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
23. 前連結会計年度末まで、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額してあります。前連結会計年度末において直接減額した債権のうち、当中間連結会計期間末において債権額から直接減額している金額は、破綻先債権額3,067百万円、延滞債権額10,022百万円であります。
24. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の中間連結会計期間末残高の総額は、64百万円あります。
 また、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、1,455百万円あります。
25. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、744百万円あります。
26. 担保に供している資産は次のとおりであります。
 担保に供している資産
 有価証券 24,061百万円
 担保資産に対応する債務
 預金 276百万円
 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券等35,834百万円を差し入れております。
 また、その他資産のうち保証金は2,546百万円あります。
27. 社債には、劣後特約付社債15,500百万円が含まれております。
28. 1株当たりの純資産額 162,204円67銭
29. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株 式	226	338	112
債 券	167,039	166,388	△650
国 債	151,205	150,704	△501
地方債	607	603	△4
社 債	15,225	15,080	△144
その他	86,661	82,424	△4,236
合計	253,927	249,151	△4,775

なお、上記の評価差額から繰延税金資産1,943百万円を差し引いた額△2,832百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

30. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券	
非上場株式	512
社債 (事業債)	53,262
その他の証券	674

31. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	中間連結会計期間の損益に含ま れた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	3,600	△10

32. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、134,254百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が83,014百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結される子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

33. 当行は、平成14年3月期から同16年3月期までの法人所得税（法人税、住民税及び事業税）について東京国税局の調査を受け、かかる調査に基づき、主に営業譲受に係る買取債権の債権金額と実際の取得価額との差額の償却から生じる利益の認識額及び認識の時期の相違（東京国税局は、税務上利益認識すべき額が異なるか、又はより早期に認識すべきであったとする。）から更正処分を受け、平成17年6月29日に同通知書を受領しました。その処分内容は、3期分を合計して8,801百万円の追徴課税、および1,685百万円の加算税および延滞税の支払いを求めるものとなっております。

当行は、更なる加算税および延滞税の負担を避けるべく、今回処分を受けた追徴課税、加算税および延滞税の全額の納付を済ませておりますが、当行としては、当該償却利益の取扱いは、会計および税務上適切なものであったと考え、平成17年8月26日に国税不服審判所に対する審査請求を行っていました。本審査請求に対し、平成19年7月10日に、同審判所より棄却裁決を受領しましたが、当行としては、本裁決は法的根拠を欠く不当なものと考えており、裁決の内容につき外部専門家を含めて十分な検討を行った上で、法的手続その他今後の措置について検討しております。

34. 「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）及び「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され（平成19年6月15日付及び同7月4日付）、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

35. 平成19年12月21日付で、ジャパン・バンキング・インベストメント・パートナーズ・エルピー、トウキョウ・キャピタル・マネジメント・パートナーズ・エルピー、ケイマン・ストラテジック・パートナーズ・エルピー及びジャパン・ブルー・スカイ・キャピタル・パートナーズ・エルピー（以下総称して「公開買付予定者」という。）が発表した「株式会社東京スター銀行株券等に対する公開買付けに向けた公開買付契約締結及び銀行主要株主認可申請に関するお知らせ」により、公開買付予定者が、当行の筆頭株主であるエルエスエフ・ティーエス・ホールディングス・エス・シー・エイ及び第二位の株主であるエルエスエフ・トウキョウ・スター・ホールディングス・エス・シー・エイとの間で公開買付契約を締結したことが公表されました。公開買

付予定者による公開買付けに対し、当行は、今後、公開買付予定者から提供される情報を誠実に検討してまいります。

36. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率 10.54% (国内基準)

(中間連結損益計算書注記事項)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり中間純利益金額 24,857円47銭
3. 「その他業務収益」には、金融派生商品収益815百万円及び貸出債権売却益452百万円を含んでおります。
4. 「その他経常収益」には、貸出債権売却益3,111百万円及び買取債権回収益1,884百万円を含んでおります。
5. 「その他業務費用」には、貸出債権売却損778百万円及び外国為替売買損361百万円を含んでおります。
6. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額2,167百万円及び貸出金償却713百万円を含んでおります。
7. 「特別利益」は、償却債権取立益619百万円及び固定資産処分益18,224百万円であります。
8. 「特別損失」には、有価証券評価損2,017百万円及び固定資産処分損1,001百万円を含んでおります。